

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成31年3月15日（金曜日）

経済建設委員会

日時 平成31年3月15日（金曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査（産業振興部、建設部、上下水道部）

第12号議案	「質疑・討論・採決」
第13号議案	「質疑・討論・採決」
第14号議案	「質疑・討論・採決」
第15号議案	「質疑・討論・採決」
第16号議案	「質疑・討論・採決」
第17号議案	「質疑・討論・採決」
第48号議案	「質疑・討論・採決」
第50号議案	「質疑・討論・採決」
第51号議案	「質疑・討論・採決」

2 請願の審査

請願第1号	「質疑・討論・採決」
-------	------------

出席委員（6名）

委員長	柴田賢治郎	副委員長	長田共永
委員	澤田恵子	山口洋一	下江洋行 丸山隆弘（議長）

欠席委員

なし

傍聴者

山田辰也議員

参考人

愛知東農業協同組合代表理事組合長 海野文貴

参考人の補助者

愛知東農業協同組合総合企画部長 森藤好造

説明のために出席した者

産業振興部、建設部、上下水道部職員

事務局出席者

議会事務局次長 金田明浩 書記 浅賀邦久

開 会 午前9時00分

○柴田賢治郎委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、3月13日の本会議において本委員会に付託されました第12号議案から第17号議案まで、第48号議案、第50号議案及び第51号議案の9議案、並びに請願1件について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第12号議案 新城市森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案 新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第13号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 新城市新城駅構内バリアフリー化等基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田副委員長。

○長田共永副委員長 本基金の設置なんですが、国県の補助が受けられず市単独の高額な事業で、こうした基金を積み立てられるのかなというふうな思いがあるんですが、改めて基金の必要性と基金設置に至った根拠を教えてくださいと思います。

○柴田賢治郎委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 まず、基金設置に至った経緯としましては、これから4月以降、この事業の事業費に対して一般市民の方、市内、市外の方から寄附をお願いしていくことといたしております。それにつきましては、庁内の検討会議でそういう方向性を示されまして、寄附ということで行くことになりました。

基金につきましては、その使途が跨線橋バリアフリー化を目的とした寄附ということで寄附したお金を一般会計として寄附収納してしまいますと、その使い道について明確でない部分がありますので、これをバリアフリー化の基金ということでそちらのほうに積み立てを行うということでもあります。

○柴田賢治郎委員長 長田副委員長。

○長田共永副委員長 つまり、それわかるんだけど、この根拠がどうして必要かというこ

とと併せて、今後こうした事業、初のことだ
と思うじゃんね、自身としての長いこと経験
があって、こうした単独事業に対しての寄附
というのは。これ、ちょっと質疑がそれるか
もしれないけど、このなぜ基金を集めよう
ということ、そもそものことと、あと単独事業
に対してこれからもこうした国県補助が受け
られない場合はこうした基金の積み立てで、
その目的に沿った基金というのを今後も、そ
うした部分も踏まえてのことなのかという、
庁内会議での検討のところ、教えてほしいな
と思って聞いております。

○柴田賢治郎委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 事業費に対して寄
附を行うというものは、今回市として初めて
の取り組みであります。それは、事業費が高
額であることというのが一番の大きな理由で
あります。

それから、全て市費での対応になりますの
で、駅を使う方、使わない方も見える中で、
特に駅を使う方については、特に自分たちの
利用する駅に愛着を持ってもらったり、一役
を担っているということ、そういうことから
この駅利用につなげていきたいというところ
もありまして、まず寄附ということに至り
ました。

基金につきましては、事業が複数年になり
ますので、例えば、会計処理上、繰り越した
とかという手続をとらずに基金として積んで
おくことで、翌年度の支出が可能になるとい
うことでありますので、基金ということで位
置付けをしております。

○長田共永副委員長 これ以外にもというこ
と、ついでに併せて。

○原田俊介都市計画課長 今後の事業につ
いてですか。

○長田共永副委員長 うん、今後のことにつ
いて。

○原田俊介都市計画課長 今後の事業につ
いては、今のところそういった考えはありませ

ん。

○柴田賢治郎委員長 長田副委員長。

○長田共永副委員長 あと、目標金額が5千
万円ということなんだけど、これってこの金
額の平成33年度末までにこれを目標としてい
るのか、事業完了年度なのか、この基金の部
分は。平成33年度末にこの金額で、そうす
ると平成31年度が200万円の根拠、もしあれば、
何で平成31年度が200万円で、平成33年ま
でになると5千万円になるのかというその市民
に対するPR等を含めて、そこの部分も教え
ていただければと思います。

○柴田賢治郎委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 この基金の目標額、
5千万円につきましては、事業費が総額で4
億7千万円ということでありまして、約そ
の1割ということを目指しております。

平成31年度を200万円というものも、平成
31年度の事業費が1,900万円弱でありますの
で、その約1割ということで、年度事業費
の1割を目標額として見込んでおりますので、
初年度、来年度につきましては200万円とい
うことであります。

○柴田賢治郎委員長 長田副委員長。

○長田共永副委員長 根拠はわかったんだけ
ど、今の。最終的に目標が5千万円というこ
とだと思います。

ところで、最後1点だけ、PRの方法、こ
うした事業について、そこだけ最後教えてく
ださい。

○柴田賢治郎委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 まず、広報ほのか
においてこの4月16日に出版する5月号につ
いて広報してまいります。

後は、各団体の総会や会合の折に出向いて
PRをさせていただきたい。4月の全体区長
会ですとか、いろんな団体の総会等が行われ
ますので、そういった場に出向いてのPRと、
後は各市内企業を直接訪問しまして、周知、
PRをしていきたいと考えております。

○柴田賢治郎委員長 長田副委員長。
○長田共永副委員長 そうすると、単年度ごとで1割、1割という説明より、だってその年に1割くださいとか、また来年1割ください、また来年1割くださいという、市民の方も、企業の方も少しわかりにくい。「1回、払ったんじゃないの」っていう話になると思うので、なるべくなら、これ一遍にPRして、目標額をきちんと集まるようにしていただきたいと思います。意見です。
○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。これより討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。これより第14号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。よって第14号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、第15号議案 新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正を議題とします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。討論を終了いたします。

これより第15号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。よって第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、第16号議案 新城市下水道条例の一部改正を議題とします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。これより討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。これより第16号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。よって第16号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、第17号議案 新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正を議題とします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。これより討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。討論を終了いたします。

これより第17号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第48号議案 新城市湯谷園地の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第48号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第48号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第50号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第50号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第50号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第51号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第51号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第51号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

~~~~~  
ここで、請願審査のため暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時14分

再 開 午前9時23分

○柴田賢治郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
請願者、愛知東農業協同組合代表理事会長、河合勝正氏から提出されました平成31年請願第1号 農協改革に関する意見書の提出を求める請願書を議題とします。

本請願の紹介議員は、長田共永議員、下江洋行議員、山口洋一議員及び澤田恵子議員で

す。

本日は参考人として、愛知東農業協同組合の代表理事組合長、海野文貴さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として、総合企画部長、森藤好造さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

それでは、本日はお忙しい中お越しいたきましてありがとうございます。今回は、我々も委員会として、農協さんと連絡等をスムーズに取り計らった結果、多くの紹介議員の賛同を得ることができ、スムーズにこちらの請願書の審査の状況にまで至ったと思っております。これも、ひとえに日ごろからのつき合いのおかげだと思っております。

我々も、今農協が掲げている変換の時期、その問題点をより深く感じながら、またこの機によりながら、しっかりと議論してまいりたいと思いますので御協力のほど、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から請願に関して御説明や御意見をいただきます。その後、参考人は、委員からの質疑にお答えいただくようお願い申し上げます。

それでは、海野さん、着座のままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

○海野文貴参考人 それでは、失礼させていただきます。

本来なら河合会長が来るところではございますが、私、海野がかわって説明に上がりました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、ただいまは柴田委員長から、経過について過分なるお言葉をいただきましてありがとうございます。

それでは、趣旨説明に入らせていただきたいと思います。

このたびは、農協改革に関する意見書の提

出を求める請願をさせていただいたところ、このような趣旨説明の機会をいただき、まずもって厚く御礼を申し上げます。

貴重な時間をいただいておりますので、早速説明をさせていただきます。

新城市は、高齢化に伴う農業者の減少が進行している地域でございます。こうした中において、当JAは農業者に対する営農指導や農家の共同利用施設の設置、農地中間管理事業等による担い手農家への農地集積、農業者の経営安定化、地域農業の振興に努めてまいりました。

農業は、市民に対して、新鮮で安心な食料を提供するだけでなく、洪水の防止や良好な景観の形成など多面的な機能をもっており、公益的な価値を有しております。特に、本市では農地が市の面積の約6.4%を占めており、豊かな住環境の一翼を担っております。

当JAは、農業者の営農と暮らしを支えることで本市の地位の保全にも寄与してまいりました。また、金融サービスや農と住の調和したまちづくり、産直施設の設置など、市民生活の基盤としても重要な役割を果たしてまいりました。

加えて、市とタイアップさせていただいております農業塾、小学校などと連携した食育、食の教育をはじめ、さまざまな地域振興活動を行ってまいりました。

このような中で、政府は、2019年の5月までを、ことしの5月まででございますが、農協改革集中推進期間を設定し、信用事業への農林中金等への譲渡等をはじめとする改革を促しております。また、2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしています。

しかし、今後進められる信用事業の分離誘導や准組合員の利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、先ほど申し上げたような農業振興や地域振興に支障を来すことになりかねません。

こうした動きに対し、当組合は、共同の精神に立ち、地域農業と暮らしを守るため組合員が必要とすること、地域の皆様が求めていることを着実に実行し、組合員の皆様の多様な声を聞くことによりその願いを実現していくことを使命として、組合員約1万4,500人とともに農業の担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する生産部会ですが、栽培指導等の支援、産直施設やイベント等による農産物の販路拡大、生産資材価格の引き下げ、鳥獣害被害の対策・支援、新規就農者の育成などの取り組みをこれまで以上に積極的に実施し、地域農業のさらなる発展に努めているところでございます。

こうした取り組みを通じて、今後とも地域の農業発展と市民の住みやすいまちづくりに貢献してまいりたいと思っております。

そこで、この趣旨を十分に御理解を賜りまして、政府、国会に対して農協改革に対する意見書を提出していただきたくお願いいたします。

以上でございます。

○柴田賢治郎委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人、または補助者は、委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 私、もちろん紹介議員ですので質疑ということではないんですけど、確認をしたい点が1つ。

東三河におきまして、それぞれの農協さんで市のほうにこうした請願をされていると思うんですけども、豊川、豊橋、田原、蒲郡、そちら側の意見書提出に向けた状況というの

を参考までにわかったら、今どんな状況であるのか、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

○柴田賢治郎委員長 海野さん。

○海野文貴参考人 本日付の農業新聞に出てございましたけれども、JA東が市議会に要請というような形の動きでございまして、これは藤原議長さんと副議長さんに言って要請書を手渡しして、採択されるよう協議していくということを理解していただいたというふうに、きょう、農業新聞に。その他についてちょっと。

○柴田賢治郎委員長 森藤さん。

○森藤好造参考人補助者 JAひまわりさん、豊川のほうですね。そちらのほうは、要請書を提出したということでもあります。

あと、JA蒲郡市、こちらのほうは今検討中となっております。

そうですね、あとこの地元、設楽町役場、こちらについては、3月14日または18日ということで、委員会で採択を予定しております。それから、3月25日に議会での採択といった予定を、私のほうは聞いております。

それから、東栄町役場ではありますが、本日、きょう、3月15日ということで、本議会、そちらのほうを聞いております。

それと、あと豊根村役場、こちらのほうが3月8日金曜日、常任委員会また本会議ともに採択されたということで聞いております。

私のほうは以上です。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘議長 去年でしたか、アンケート、組合員さんに対してやられたと思うんですが、その集約経過も含めて、多分こちらのほうに反映できるようにというような連携があるのかなとも、ふと思ったんですけども、その辺どうですかね。

○柴田賢治郎委員長 海野さん。

○海野文貴参考人 アンケートについては、こういった請願とかそういう動きは、アンケートを出してから後の話でございます、そのアンケートの内容というのは、農協に対する理解といいますかそういった部分を組合員の意味を反映、どのような形で組合員が考えておっていただけるかということについては、今までどおり農協という部分について存続をしていっていただきたいという趣旨の部分については、全体のアンケートの内容からは読み取れると考えておるところでございますが、ただこの農協改革で政府に対する部分についての具体的な内容については、アンケートでは調査してございませんので、ということで御理解をお願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、組合員のほとんどの方が農協というところは必要であるということが読み取ることができるという内容でございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○柴田賢治郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘議長 質疑ではありませんけれども、アンケート結果の状況、期待度が高いと、こういう認識で確認をさせていただきました。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありますか。

長田副委員長。

○長田共永副委員長 質疑ではございません。紹介議員として、本委員会で議長と委員長は、紹介議員に先例でなれないということでございます。思いは全会一致だと思っておりますので、その点だけ、せつかく組合長お見えになりますので、全員同じ思いだということだけ、副委員長として言わせていただきます。

○海野文貴参考人 ありがとうございます。

○柴田賢治郎委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了いたし

ました。

本日はまことにありがとうございます。

~~~~~  
この際、しばらく休憩します。

休 憩 午前 9 時 36 分

再 開 午前 9 時 41 分

○柴田賢治郎委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本請願は、採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願ひしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前 9 時 42 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

経済建設委員会委員長